

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

調達方針の比較表（26年度方針は平成26年3月31日制定）

26年度方針	25年度方針	備考
<p>1 目的</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法施行に伴う札幌市の責務</p> <p>昨年4月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）」が施行され、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定するなど、法に基づく取組が進められることになったところである。</p> <p>札幌市においても、優先調達推進法に基づく平成<u>26</u>年度における調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進をより一層図ることとする。</p>	<p>1 目的</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法施行に伴う札幌市の責務</p> <p>本年4月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）」が施行され、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定するなど、法に基づく取組が進められることになったところである。</p> <p>札幌市においても、優先調達推進法に基づく平成<u>25</u>年度における調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進をより一層図ることとする。</p>	<p>時点修正。</p> <p>時点修正。</p>

<p>3 調達にあたっての基本的な考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、国や北海道における障害者就労施設等からの調達に関する指針、札幌市における各種施策（ひとり親家庭等の自立促進、高齢者等の雇用の安定、中小企業の振興、<u>ワーク・ライフ・バランス取組企業の認証、グリーン製品の購入促進等</u>）との調和を図るものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>3 調達にあたっての基本的な考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、国や北海道における障害者就労施設等からの調達に関する指針、札幌市における各種施策（ひとり親家庭等の自立促進、高齢者等の雇用の安定、中小企業の振興、<u>グリーン製品の購入促進等</u>）との調和を図るものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>「ワーク・ライフ・バランス取組企業の認証」についても、施策の調和を図る必要があることから、調和を図るべき施策に追加。</p>
<p>4 調達の対象とする障害者就労施設等</p> <p>(1) 優先調達推進法第2条第2項第1号に規定する札幌市内等に所在する施設</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第<u>11</u>項に規定する障害者支援施設</p> <p>イ 障害者総合支援法第5条第<u>25</u>項に規定する地域活動支援センター</p> <p>ウ 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち次の事業に限る</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 第5条第<u>13</u>項に規</p>	<p>4 調達の対象とする障害者就労施設等</p> <p>(1) 優先調達推進法第2条第2項第1号に規定する札幌市内等に所在する施設</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第<u>12</u>項に規定する障害者支援施設</p> <p>イ 障害者総合支援法第5条第<u>26</u>項に規定する地域活動支援センター</p> <p>ウ 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち次の事業に限る</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 第5条第<u>14</u>項に規</p>	<p>26年4月1日施行の条文に修正</p> <p>26年4月1日施行の条文に修正</p> <p>26年4月1日施行の条</p>

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

<p>定する就労移行支援 (ウ) 第5条第<u>14</u>項に規定する就労継続支援（基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所を含む。） (2)～(4) (略) (5) 共同受注窓口機能を有する事業を行う者として、札幌市長が位置付けるもの <u>ア 札幌市障がい者施設等常設販売所運営費補助要綱（平成19年1月15日保健福祉局理事決裁）の補助を受ける者（元気ショップ、元気ショップいこ～る）</u> <u>イ 元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業を受託する者</u> ※ (削除)</p>	<p>定する就労移行支援 (ウ) 第5条第<u>15</u>項に規定する就労継続支援（基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所を含む。） (2)～(4) (略) (5) 共同受注窓口機能を有する事業を行う者として、札幌市長が位置付けるもの 元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業を受託する者 ※ <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第3号に規定する「これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者」の認定基準等については、今後検討を行うこととする。</u> ※ <u>物品における共同受注窓口機能については、今後さらなる検討を行うこととする。</u></p>	<p>文に修正 26年4月1日施行の条文に修正 常設の販売所を共同受注窓口として位置づけ。 3号随契の認定基準の制定による削除。 常設の販売所を共同受注窓口として位置づけることによる削除。</p>
<p>5 平成 <u>26</u>年度の調達目標 平成 <u>25</u>年度の調達目標（1億5,000万円）を踏まえ、前</p>	<p>5 平成 <u>25</u>年度の調達目標 平成 <u>24</u>年度の調達実績（約1億4,700万円）を踏まえ、</p>	<p>25年度の実績見込み等を踏まえて設定</p>

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

<p>年度を <u>1,000万円</u> (約 <u>6.6%</u>) 上回る <u>1億6,000万円</u>とす る。</p>	<p>前年度を約 <u>280万円</u> (約 <u>2%</u>) 上回る <u>1億5,000万円</u>とす る。 ※ <u>雑がみ手選別業務や庁 舎清掃等の役務契約を除 くと、約10%増に相当</u></p>	
<p>6 調達への推進における具体的 な取組 (1) 各局区等における取組 4の障害者就労施設等が 提供可能な物品や役務につ いて、各局区が現行制度にお いて可能な契約方法を踏ま えて調達することを積極的に 検討する。このうち、札幌 市契約規則(平成4年規則第 9号)が適用となる局区につ いては、<u>札幌市物品・役務契 約等事務取扱要領(平成20 年3月28日、財政局理事決 裁)第48条(小額又は特定 販売品)、第91条ア又はエ、 施行令第167条の2第1項第 3号に規定する随意契約に よる調達を検討すること。</u></p>	<p>6 調達への推進における具体的 な取組 (1) 各局区等における取組 4の障害者就労施設等が 提供可能な物品や役務につ いて、各局区が現行制度にお いて可能な契約方法を踏ま えて調達することを積極的に 検討する。このうち、札幌 市契約規則(平成4年規則第 9号)が適用となる局区につ いては、<u>以下のような手法が 考えられる。</u> <u>ア 札幌市物品・役務契約等 事務取扱要領(平成20年 3月28日、財政局理事決 裁。以下「事務取扱要領」 という。)第48条(小額) 又は第91条ア(予定価格 が10万円未満の場合)に 規定する随意契約による 調達を検討すること。</u> <u>イ 特に、4(1)及び(2)が提 供可能な物品や役務につ いては、施行令第167条の 2第1項第3号(物品の購 入については、いずれも4 (1)及び(2)において製作 された物品に限る。)、ある いは事務取扱要領第48条 エ及び第91条エに規定す る随意契約による調達に</u></p>	<p>3号随契等について、 適用可能な障害者就労 施設等と適用できない 障害者就労施設等で取 扱を分けていたが、認 定基準の制定による統 合。</p>

※ 25年度から26年度に変更を行う箇所は下線部

<p>(2) 保健福祉局障がい保健福祉部（障がい福祉課）における取組</p> <p>ア 庁内の連絡調整に関すること 庁内の関係部局を構成員とする<u>札幌市障害者就労施設等からの優先調達推進会議（平成26年1月15日、障がい保健福祉担当局長決裁）</u>を設置し、障害者就労施設等からの調達を推進するための連絡調整を行う。</p> <p>イ 情報提供に関すること 優先調達の対象となる4の障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、4(5)等と連携の上、<u>札幌市障害者就労施設等からの優先調達に関する要綱（平成26年1月15日、障がい保健福祉担当局長決裁）</u>に基づき、積極的に情報を収集更新し、各局区等に対して情報提供を行う。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>についても検討すること。</p> <p>(2) 保健福祉局障がい保健福祉部（障がい福祉課）における取組</p> <p>ア 庁内の連絡調整に関すること 庁内の関係部局を構成員とする<u>連絡会議</u>を設置し、障害者就労施設等からの調達を推進するための連絡調整を行う。</p> <p>イ 情報提供に関すること 優先調達の対象となる4の障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、4(5)等と連携の上、積極的に情報を収集・更新し、各局区等に対して情報提供を行う。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>「連絡会議」に相当する推進会議を設置したことによる明示。</p> <p>障害者就労施設等からの情報収集に係る登録要綱の制定による明示。</p>
<p>7 調達方針及び調達実績の公表</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成<u>26</u>年度の調達実績については、翌年度のできるだけ早い時期に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。</p>	<p>7 調達方針及び調達実績の公表</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成<u>25</u>年度の調達実績については、翌年度のできるだけ早い時期に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。</p>	<p>時点修正。</p>